

令和4年度第1回四街道市安全で安心なまちづくり協議会 会議次第

日 時：令和4年8月30日（火）

10時00分から

場 所：四街道市役所5階第1会議室

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 会長及び副会長の選出について
5. 会長、副会長挨拶
6. 諮問
7. 議題 四街道市犯罪被害者等支援条例（案）について
8. その他
9. 閉会

四街道市安全で安心なまちづくり協議会

任期 令和4年7月1日から令和6年6月30日まで（2年間）

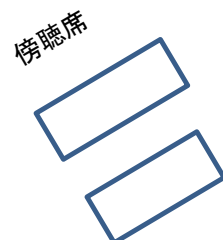
令和4年7月1日現在（敬省略）

No.	氏名	所属及び役職	備考
1	石山 健作	四街道市商工会 会長	
2	富田 豊	四街道警察署 生活安全課長	
3	藤田 大助	四街道警察署 地域課長	
4	中嶋 宣雅	四街道市学校警察連絡委員会 会長	
5	黒田 弥	四街道市防犯指導員協議会 会長	
6	小方 勝次	四街道市民安全パトロール隊 隊長	
7	稲坂 敏幸	四街道市青少年相談員連絡協議会 会長	
8	海保 暁美	四街道市青少年補導委員連絡協議会 会長	
9	土井 英二	四街道警察署官内金融機関防犯協力会 会長	
10	櫻井 寿命	四街道警察署少年警察ボランティア連絡会 会長	
11	酒井 壽男	四街道市シニアクラブ連合会 会長	
12	成田 節子	四街道市婦人会 会長	
13	東 耕三	（市民公募委員）	委嘱期間 令和4年8月30日から
14	菅生 知香	（市民公募委員）	委嘱期間 令和4年8月30日から
15	成島 けい子	（市民公募委員）	委嘱期間 令和4年8月30日から

四街道市安全で安心なまちづくり協議会席次表

日時: 令和4年8月30日(火) 10時00分～
場所: 四街道市役所 新館5階第1会議室

四街道市 鈴木 陽介				出入口
四街道市商工会 会長 石山 健作 様			四街道市学校警察連絡委員会 会長 中嶋 宣雅 様	
四街道警察署 生活安全課長 冨田 豊 様			四街道市防犯指導員協議会 会長 黒田 弥 様	
四街道警察署 地域課長 藤田 大助 様			四街道警察署少年警察ボランティア 連絡会 会長 櫻井 寿命 様	
四街道市民安全パトロール隊 隊長 小方 勝次 様			四街道市シニアクラブ連合会 会長 酒井 壽男 様	
四街道市青少年相談員連絡協議会 会長 稲坂 敏幸 様			四街道市婦人会 会長 成田 節子 様	
四街道市青少年補導委員連絡協議会 会長 海保 暁美 様			(市民公募委員) 東 耕三 様	
四街道警察署官内金融機関防犯協力 会 会長 土井 英二 様			(市民公募委員) 菅生 知香 様	
(オブザーバー) 四街道警察署 署長 鈴木 英朗 様			(市民公募委員) 成島 けい子 様	
(オブザーバー) 四街道警察署 警務課長 降幡 治幸 様			(オブザーバー) 四街道警察署 警務課 佐久間 雄一 様	
				出入口
		事務局		
				傍聴席



四街道市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）（以下「基本法」とする。）の趣旨にのっとり、四街道市（以下「市」という。）における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市民及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益を保護し、市民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪等 基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- （2） 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として市長が認める者をいう。
- （3） 市民等 市内に住所を有する者、市内に存する事業所若しくは事務所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者又は市内で事業活動を行う事業者をいう。
- （4） 二次被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る周囲からのうわさ若しくは中傷又はマスメディアの報道等により、犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関する二次的な被害をいう。
- （5） 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。
- （6） 関係機関等 国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられるよう配慮しながら行われなければならない。

- （1） 犯罪被害者等の置かれている生活環境、心身の状況その他の事情の変化に応じ、必要とされる支援を途切れることなく行われなければならない。
- （2） 犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう支援するとともに、二次被害及び再被害の発生の防止に配慮して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等と連携し、犯罪被害者等の支援に係る施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等が地域社会で孤立することのないよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により被害を被ったことにより直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供や助言を行う。

(1) 市は、必要に応じて関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(2) 市は、犯罪被害者等が犯罪等の被害(再被害及び二次被害を含む。以下同じ。)に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪行為により死亡し、若しくは重症病(医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。以下同じ。)を受けた者(以下「被害者」という。)又はその遺族に対し、見舞金を支給する。

(見舞金の種類等)

第8条 見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して支給する。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族(次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。)

(2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた者

(遺族の範囲及び順位)

第9条 遺族見舞金の支給を受け取ることができる遺族は、被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び

第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の支給制限)

第10条 市長は、次に掲げるときは、規則で定めるところにより、見舞金の支給をしないことができる。

- (1) 被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。
- (2) 被害者が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪行為による被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

(見舞金の額)

第11条 傷害見舞金の額は、次の各号に掲げる傷害の程度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 全治1月以上3月未満 5万円
- (2) 全治3月以上 10万円

2 遺族見舞金の額は、30万円とする。

3 遺族見舞金の支給を受ける同順位の遺族が2人以上ある場合における各人の遺族見舞金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額をその人数で除して得た額とする。

4 既に傷害見舞金を給付された者が、当該傷害見舞金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合における遺族見舞金については、当該傷害見舞金と遺族見舞金との差額を支給するものとする。

(見舞金の支給申請)

第12条 見舞金の支給を受けようとする被害者又はその遺族は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- (1) 前項の申請は、当該犯罪行為による被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(支給の決定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、速やかに、見舞金の支給の支給の適否を決定するものとする。

(見舞金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があつたとき又は見舞金の支給後において第10条各号のいずれかに該当することが判明したときは、支給し

た見舞金を返還させるものとする。

(精神的被害の回復への支援)

第15条 犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的な被害が早期に軽減し、または回復することができるよう、必要な支援を行う。

(家事援助費用の助成)

第16条 市は、犯罪等の被害を受けたことにより日常生活を営むことが困難となった者に対し、家事援助サービス（以下「ヘルパー等」という。）を利用する場合は、その費用の一部を助成するものとする。

2 前項の規定による助成の額は、係る実費の二分の一とし、1時間当たり3,000円を限度とする。

3 家事援助に要する費用の助成は1時間を単位とし、当該時間の合計は10時間以内とする。

4 家事援助に要する費用の助成を受けることができるサービスの内容は、次に掲げるものとする。

(1) 調理

(2) 衣類の洗濯

(3) 住宅の掃除および整理整頓

(4) 生活必需品の買い物

(5) 通院等の介助

(6) その他必要な家事援助

5 前項各号に掲げるサービスは、家事援助に係るサービスを提供する事業者は派遣するヘルパー等により、犯罪被害者等の居宅において実施されるものとする。ただし、前項第4号及び第5号に掲げるサービスについてはこの限りではない。

6 家事援助に要する費用の助成を受けることができる犯罪被害者等は、家事援助に要する費用を負担するもので、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪行為により、死亡した犯罪被害者である市民の遺族であって、当該犯罪発生時に当該犯罪被害者と同居していた者

(2) 犯罪行為により、重傷病を負った犯罪被害者である者

(3) 犯罪行為により、重傷病を負った犯罪被害者である者の配偶者又は扶養義務者であって、当該犯罪発生時に当該犯罪被害者と同居していた者で、助成に係る期間において同居している者

(居住支援)

第17条 犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、住居等に関する必要な支援を行う。

(転居費用の助成)

第18条 市長は、第7条の規定による見舞金の支給を受けることができる者で、犯罪行為による被害により従前の住居に居住することが困難となったもの(市長が認めたものに限る。)に対し、当該犯罪行為による被害が発生した日以後に転居(最初の転居に限る。)した場合におけるその転居に要した費用を助成する。

(助成の額)

第19条 助成の額は、5万円を限度とする。

(旅費の助成)

第20条 市長は、犯罪被害者等が当該犯罪被害(対象犯罪行為による犯罪被害に限る、以下同じ。)に係る公判期日若しくは民事訴訟の期日(以下「公判期日等」という。)に出席した場合又は公判期日等を傍聴した場合において、当該出席又は傍聴(以下「出席等」という。)に要した旅費について助成する。

2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とし、その額は、四街道市職員の旅費に関する条例(昭和52年条例第19号)の規定に基づき計算した額とする。

(助成の額)

第21条 助成の額は、犯罪被害に係る刑事被告事件手続及び民事訴訟手続について、各5万円を限度とする。

(裁判手続に係る日当の助成)

第22条 市長は、犯罪被害者等が当該犯罪被害(対象犯罪行為による犯罪被害に限る、以下同じ。)に係る公判期日若しくは民事訴訟の期日(以下「公判期日等」という。)に出席した場合又は公判期日等を傍聴した場合において、日当を助成する。

2 前項の規定による助成の額は、1回当たり1,300円とし、20回を限度とする。

(関係機関との連携)

第23条 市は、犯罪被害者等が、必要なときに必要な支援を途切れることなく受けられるよう、関係機関等との連携協力を努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行う人材の養成)

第24条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を養成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等への理解促進)

第25条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、二次被害の発生の防止の重要性、その他犯罪被害者等の支援に関する事項について、理解を深めることができるよう広報及び啓発を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第26条 市は、犯罪被害者等が犯罪を誘発したとき、その他犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

自 第 9 9 号
令和4年8月30日

四街道市安全で安心なまちづくり協議会
会長 黒田 弥 様

四街道市長 鈴木 陽介

「四街道市犯罪被害者等支援条例」について（諮問）

四街道市安全で安心なまちづくり条例第13条第2項の規定により、「四街道市犯罪被害者等支援条例」について、貴協議会の意見を求めます。